

保育・幼児教育の提供体制の確保方策について

背景・経過

少子化等の影響により、就学前児童数が減少し、保育等の申込者数も減少傾向にある中で、令和 7 年度から定員減とする施設が想定よりも多く見られるなど、本市の保育・幼児教育を取り巻く環境は変化しており、今後の状況によっては、施設選択の制限など利用者の利便性低下、待機児童の発生等が懸念されることから、新たなこども計画のスタートとあわせて提供体制の確保方策を見直すこととした。

現状

■利用定員増を原則認めない

- ・就学前児童数や申込者数が減少傾向にあり、今後大きく供給過多となる状況が見込まれるため、利用定員増については原則認めないものとする。
- ・その時点における園及び周辺の状況等を考慮し、個別に都度協議は行う。

■認定こども園への移行の制限

- ・利用定員増を認めないことと同様に、本市の教育・保育需要が増えない中、利用定員が増加となる認定こども園化への移行を原則認めない。

今後

※令和 7 年度から方針変更

■施設の実状にあわせた定員変更

- ・需給バランスを著しく損なわない範囲で施設の実状に応じた定員変更（増減）に係る協議を行う。
- ・各施設に対しては、定員の範囲内での保育の実施を原則とすることを求めている。

■認定こども園への移行制限の解除

- ・認定こども園への移行希望がある認可保育所及び幼稚園について、移行に伴う整備を必要としない施設や自主財源による整備を行う施設を対象として、移行手続を進める。
- ・各号定員の設定に当たっては、供給過剰となることのないよう留意するものとする。

▼ 認定こども園への移行（定員変更含む）スケジュール ▼

